



平成 27 年 3 月 3 日

各 位

会社名 西日本鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 倉富 純男
(コード番号 9031 東証1部・福証)
問合せ先 広報室広報課長 日高 悟
(TEL. 092-734-1217)

平成27年3月期（第175期）第3四半期報告書提出のお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 2 日付「平成 27 年 3 月期第 3 四半期決算発表の延期のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社連結子会社である西鉄電設工業株式会社（以下「西鉄電設」という）の従業員による不正行為（以下「本件不正行為」という）に関して、当社および西鉄電設と利害関係を有しない外部の専門家による外部調査委員会（以下「外部調査委員会」という）を設置し調査を進めております。

平成 27 年 2 月 13 日付「平成 27 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成 27 年 3 月期第 3 四半期報告書について、提出期限を平成 27 年 3 月 13 日まで延長する旨の承認を受けておりましたところ、外部調査委員会より平成 27 年 3 月 2 日付で本件不正行為の当社業績に与える影響に関する調査報告書を受領し、平成 27 年 3 月 3 日付で監査法人からレビュー報告書を受領したことから、本日、平成 27 年 3 月期第 3 四半期報告書に関東財務局に提出いたしましたので、お知らせいたします。

なお、平成 27 年 3 月期第 3 四半期決算短信につきましても本日開示しております。

記

1. 提出した四半期報告書

平成 27 年 3 月期第 3 四半期報告書

2. 提出日

平成 27 年 3 月 3 日

3. 今後の予定

外部調査委員会から、本件不正行為が当社業績に与える影響に関する報告書を平成 27 年 3 月 2 日付で受領しております（報告の内容は別添の「調査報告書（要旨）」をご覧ください。）。

外部調査委員会は、引き続き、本件不正行為の発生に関する内部統制、コンプライアンス、ガバナンス上の問題点の有無等についての調査を行っており、平成 27 年 3 月末までに調査結果の報告と再発防止策の提言がなされる予定です。

当社は、外部調査委員会の調査に全面的に協力するとともに、調査結果および再発防止策の提言等を踏まえ、再発防止策に取り組んでまいります。

なお、調査報告の内容および再発防止策につきましては、詳細がわかり次第、速やかにお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ、お取引先および関係者の皆様にはご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上

平成 27 年 3 月 2 日

調 査 報 告 書 (要旨)

西日本鉄道株式会社外部調査委員会

委員長 伊 藤 鉄 男

委 員 鈴 木 和 宏

委 員 小 川 真 人

目次

第 1	外部調査委員会設立に至る経緯等	3
第 2	調査の範囲	4
第 3	調査方法	4
1	不正行為の存在やその可能性の存在が判明した事案に係る調査方法	4
2	西鉄電設の他の関係者あるいは西鉄電設以外の西鉄子会社関係者による同様の不正行為の有無に係る調査方法	5
第 4	調査期間	8
第 5	甲に係る架空・水増し発注の調査結果	8
1	概要	8
2	甲による裏金の捻出	9
3	乙による裏金の受取り	10
4	甲及び乙における裏金の使途	10
第 6	丙に係る架空・水増し発注の調査結果	10
1	概要	10
2	丙による裏金の捻出	11
3	架空・水増し発注によって得られた裏金の使途	12
第 7	α 関与工事に係る架空・水増し発注の調査結果	12
1	調査を行うに至った経緯	12
2	α 関与工事に係る工事資料の精査結果	13
3	関係者に対するヒアリングの概要	14
4	小括	14
第 8	西鉄電設の他の関係者による不正行為及び西鉄電設以外の調査対象子会社の関係者による不正行為の有無に関する調査結果	14
第 9	架空・水増し発注が行われた原因・背景等	15
第 10	結論	16

第1 外部調査委員会設立に至る経緯等

西日本鉄道株式会社(以下「**西鉄**」という。)の子会社である西鉄電設工業株式会社(以下「**西鉄電設**」という。)は、平成26年9月、同社の税務調査にあたっていた福岡国税局から、西鉄電設の福岡支店天神営業所(以下「**天神営業所**」という。)に所属していた従業員である甲が担当した設備工事について、下請業者に対する架空・水増し発注が行われた疑いがある旨の指摘を受けた。

そこで、西鉄及び西鉄電設において、弁護士の助力を得つつ、甲に対するヒアリングをはじめとする諸々の調査を実施したところ、甲が、下請業者に対する架空・水増し発注を行った上で、いわゆるキックバックを受け、これを、西鉄電設の客先である西鉄の発注担当者らに対する接待交際費等に費消しており、これには天神営業所の所長であった乙も関与していたこと等が判明したため、西鉄及び西鉄電設は、架空・水増し発注金額、キックバックの使途、乙の関与の程度等を解明すべく、さらに調査を進めることとした。

かかる調査を継続する中、福岡国税局から、西鉄電設が行った電気工事のうち、株式会社αを二次下請業者とする工事の一部(以下「**α関与工事**」という。)についても、実体のない取引であった可能性があるとの指摘がなされ、また、その後、西鉄及び西鉄電設の調査により、甲と同じく天神営業所に所属する従業員であった丙が担当した電気工事についても、架空・水増し発注が行われた可能性があることが判明した。

天神営業所において、甲により架空・水増し発注が行われた事実が発覚したことに続き、α関与工事及び丙担当の電気工事でも架空・水増し発注が行われた可能性があることが判明したことを受け、西鉄は、不正行為が発覚した事案あるいはその可能性があることが判明した事案の実態解明はもとより、西鉄電設の他の関係者あるいは西鉄の他の子会社関係者により同様の不正行為が行われていないかどうかについても徹底した調査を行った上でなければ、西鉄の連結財務諸表に与える影響額を見極めることはもちろん、有効な再発防止策を策定することも困難であると判断するに至った。

そこで、西鉄は、公正中立な立場にある外部の専門家により構成される外部調査委員会に迅速かつ徹底した調査を委ねることとし、平成27年1月22日開催の取締役会による決議を経て、本外部調査委員会(以下「**当委員会**」という。)が設立されたものである。

当委員会の構成は以下のとおりである。委員は、いずれも西鉄との間に顧問契約等の契約関係はなく、西鉄から独立した公正中立な立場で調査にあたった。また、調査補助者として西村あさひ法律事務所の弁護士及びACEコンサルティング株式会社の公認会計士が調査補助活動に従事した。なお、西鉄が公表した平成27年2月2日「平成27年3月期第3四半期決算発表の延期のお知らせ」のとおり、当委員会は、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」が規定する「第三者委員会」ではないが、同ガイドラインに準じた調査を行った。

委員長	伊藤 鉄男	弁護士	西村あさひ法律事務所
委員	鈴木 和宏	弁護士	上田廣一法律事務所
委員	小川 真人	公認会計士	ACE コンサルティング株式会社

なお、西鉄は、平成 27 年 2 月 5 日に予定していた平成 27 年 3 月期第 3 四半期の決算発表を延期することとし、企業内容等の開示に関する内閣府令 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限の延長申請を関東財務局に行い、平成 27 年 3 月 13 日までの期限延長の承認を受けている。

第 2 調査の範囲

西鉄取締役会の委託に基づく、当委員会の調査対象事項は、以下のとおりである。

- 1 不正行為に起因する西鉄の平成 27 年 3 月期第 3 四半期及び過年度(過去 5 年間の想定)における会計に与える影響額の合理的見積りに必要な調査(西鉄グループにおける同種の不正行為の有無についての調査を含む。)
- 2 不正行為に関する事実の認定、発生原因及び問題点の調査分析
- 3 不正行為の発生に関する内部統制、コンプライアンス、ガバナンス上の問題点の有無の調査分析
- 4 上記 2 及び 3 を踏まえた上での再発防止策の提言

当委員会は、西鉄の平成 27 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出期限が、平成 27 年 3 月 13 日に迫っていることを受け、上記「平成 27 年 3 月期第 3 四半期決算発表の延期のお知らせ」(参考)4. のとおり、上記 1 及び 2 の調査を優先的に実施した上で、その調査結果を本報告書をもって報告する。

不正行為の発生に関する内部統制等の問題点の有無の調査分析及びこれを踏まえた上での再発防止策の提言については、平成 27 年 3 月末を目処に行う。

第 3 調査方法

1 不正行為の存在やその可能性の存在が判明した事案に係る調査方法

甲による架空・水増し発注事案については、甲のヒアリングその他不正に関与した取引業者も含めた関係者のヒアリングを実施するほか、架空・水増し発注工事に係る一件資料の精査、甲の銀行口座の分析、取引業者から提供を受けた取引関係資料の分析等を行うことにより、その全容を解明することとした。

丙により架空・水増し発注が行われた可能性があることが判明した事案についても、丙のヒアリングその他不正に関与した取引業者も含めた関係者のヒアリングを実施するほ

か、架空・水増し発注工事に係る一件資料の精査、丙の銀行口座の分析、取引業者から提供を受けた取引関係資料の分析等を行うことにより、架空・水増し発注の有無及びその全容を解明することとした。

福岡国税局より架空・水増し発注が存在する可能性があることを指摘されたα関与工事については、当該工事に係る一件資料を精査することによりα関与工事の実体の有無について分析を行うほか、α関与工事に関係した西鉄電設従業員その他の関係者のヒアリングや現地調査等を行うことにより、架空・水増し発注の有無及びその全容を解明することとした。

2 西鉄電設の他の関係者あるいは西鉄電設以外の西鉄子会社関係者による同様の不正行為の有無に係る調査方法

当委員会は、現に不正が発覚し、あるいはその疑いが浮上している事案の実態解明を行うことに加え、具体的な不正の兆候が確認されていない西鉄電設の他の関係者あるいは西鉄電設以外の西鉄子会社関係者による同様の不正行為の有無についても徹底した調査を実施することとした。これら不正の兆候が具体的に確認されていない子会社関係者について調査を行う上では、既に判明している不正(ないしその疑い)の内容を基にリスク分析を行い、当該分析に基づいて構築した調査方法に則って調査を実施する必要がある(いわゆるリスクベース・アプローチ)ところ、当委員会は、下記のとおり、西鉄電設において架空・水増し発注が行われた原因・背景について検討した上で、調査対象とする子会社を絞り込み、それらの子会社の内部統制の機能状況を確認するとともに、その結果判明したリスクの有無・程度を踏まえた調査を行った。

(1) 調査対象とする子会社の選別について

西鉄電設の他の関係者及び西鉄電設以外の西鉄子会社については、架空・水増し発注が行われていることを窺わせる兆候は特段確認されていなかったところ、西鉄の連結子会社は75社にものぼり、その全てを調査対象とするのは現実的ではないことから、西鉄電設に加え、西鉄電設と同様の不正行為が行われるリスクが存在する可能性があると考えられる子会社を選別し、これを調査対象とした。その選別にあたっては、既に判明している西鉄電設における架空・水増し発注(ないしその疑い)の実態を踏まえ、これと共通の特徴を有すると認められる子会社に着目した。具体的には、西鉄電設における架空・水増し発注は、一般に検収によるチェック機能が働きにくい建設請負関連業における下請発注(資材の仕入れも含む。)を利用して行われていたことから、建設請負関連業を営み、かつ、その業務の過程で下請業者又は仕入業者(以下併せて「**下請業者等**」という。)を用いることが一般的な子会社(下請業者等を用いることのない部署は除く。)を調査対象とした。

(2) 不正行為の有無に関する調査方法

(各子会社共通の調査方法)

ア 業務フロー(特に受発注フロー)の確認

架空・水増し発注は、下請業者等に対する受発注業務において十分な内部統制が働いていない中で行われるため、まず、受発注業務を中心とした業務フローにおける内部統制状況を確認することにより、架空・水増し発注が行われるリスクの有無及びその程度を把握することとし、業務フローに精通した関係者から、下請業者等に対する受発注フローを中心とした業務フローの確認を行うとともに、社内規程や取引関係資料のサンプルを精査して内部統制の機能状況を確認した。

イ 発注業務全般に係る取引データの異常性の確認

過去5年度分及び平成26年4月～9月までの下請業者等に対する発注データを基に、不正の兆候の有無について確認を行った。具体的には、当該発注データを下請業者等別に整理したうえで、下請業者等に係る公表情報及び信用情報を利用して属性を確認し、比較的小規模な会社(直近の事業年度における売上高10億円未満)であるにもかかわらず多額の発注を受けている下請業者等(既に架空・水増し発注への関与が判明している下請業者等を除く。)について、具体的な発注内容や発注理由等を確認した。

ウ 不正リスクの高い業務についての取引関係資料の精査

上記ア及びイの調査結果を踏まえ、不正リスクが疑われる業務については、さらに取引に関する一件資料の確認を行い、上記ア及びイの調査の結果判明したリスクの具体的な内容も勘案しつつ、一件資料上、架空・水増し発注が行われているおそれが窺われる案件が存在するか否か確認をした。

エ 関係者に対するヒアリング

業務フローの確認や取引に関する一件資料の精査のみでは、例えばルール上予定されている業務フローと異なる手順で実際の業務が実施されているといった実態を把握できなかったり、一件資料の意味内容を正確に把握できないといった事態も生じうることから、上記アからウの調査結果を踏まえ、発注業務に関与する従業員を中心にヒアリングを実施した。なお、下記オ及びカの各アンケート調査の結果、さらなる事実確認が必要であると思料された場合にもヒアリングを実施した。

オ 従業員に対する架空・水増し発注及び接待慣行に関するアンケート調査

上記アからエの調査によって捕捉されない事象を網羅的に把握するため、下請業者等に対する発注業務に従事する従業員に対して架空・水増し発注及び接待慣行に関するアンケート調査を実施した。

(特別に西鉄電設に対して実施した調査方法)

カ 発注業務に関わる従業員に対する網羅的なヒアリング及び全従業員に対するアンケート調査

西鉄電設については、実際に天神営業所に所属していた一部の従業員により架空・水増し発注が行われたことが発覚し、又はその可能性があることが判明しているため、不正行為が行われるリスクはその他の子会社と比較して高いと考えられた。そこで、西鉄電設については、発注業務に関わる従業員に対して網羅的なヒアリングを行い、発注業務における不正行為の有無について確認し、さらに、他の子会社と異なり、全従業員を対象としてアンケート調査を実施した。

キ 下請業者等に対する架空・水増し発注に関するアンケート調査

架空・水増し発注が行われた具体的な疑いが生じた事案については、当該事案において不正に関与したことが疑われる下請業者等に対してヒアリング等の調査を行っているところであるが、網羅性の観点からは、西鉄電設に限っては、不正行為への関与について具体的な疑いが生じていない下請業者等についても調査を行う必要があると考えられた。そこで、西鉄電設の下請業者等に対して、架空・水増し発注への関与の有無等に関するアンケート調査を実施した。ただし、西鉄電設の下請業者等は多数に及び、その全てについてアンケート調査を実施することは現実的ではないことから、西鉄電設との間で一定規模以上の取引関係にあり、かつ、近時取引関係が継続している下請業者等を抽出した上で、一般的に相応の内部統制が整っており架空・水増し発注に協力するリスクは高くはないと考えられる東証一部上場企業、既に架空・水増し発注に関与した可能性がある下請業者等として把握され、別途個別にヒアリングの対象としている業者、及び別途詳細な子会社調査の対象となっている西鉄子会社を、アンケート調査の対象から外すこととし、その結果、下請業者等 35 社に対してアンケート調査を実施した。

(西鉄に対して実施した調査方法)

ク 西鉄従業員に対する架空・水増し発注及び接待慣行に関するアンケート調査

既に発覚済みの西鉄電設における架空・水増し発注の一部が、西鉄従業員らに対する接待費を捻出する目的で行われていたこと及びほぼ全ての架空・水増し発注が西鉄発注に係る工事において行われていたと思われることを踏まえ、西鉄において発注業務を担当する部署及び下請業者等の選定に影響を有すると思われる技術系部門の従業員に対して、架空・水増し発注に関する関与の有無及び接待慣行に関するアンケート調査を実施した。

第4 調査期間

平成27年1月22日から同年3月2日

なお、当委員会の開催状況は以下のとおりである(いずれも平成27年)。

第1回外部調査委員会	1月22日
第2回外部調査委員会	1月26日
第3回外部調査委員会	2月5日
第4回外部調査委員会	2月12日
第5回外部調査委員会	2月18日
第6回外部調査委員会	2月26日

第5 甲に係る架空・水増し発注の調査結果

1 概要

調査の結果、天神営業所の従業員であった甲が、下記2以下のとおり、西鉄発注の設備工事に関し、下請業者に対する架空・水増し発注を行った上でキックバックを受けて裏金を捻出し、当該裏金を、西鉄における発注担当者であったX及びその上長であったY等、西鉄の従業員らに対する接待費用に充てていた事実が判明した。Xは、天神営業所における売上の大半を占める重要顧客である西鉄において、実質的に下請業者の選定や見積金額の査定の権限を有する立場にあり、Yは、Xの直属の上長であった。

また、天神営業所の所長を務めていた乙が、下記3のとおりに、甲が架空・水増し発注を通じて捻出した裏金の一部を同氏から受け取り、当該裏金を、西鉄の従業員であるX及びZらに対する接待費用に充てていた事実が判明した。Zは、西鉄電設と仕事上の付き合いがあったほか、乙とは仕事以外でも飲食やゴルフに出掛けたりといった個人的繋がりがあった。

2 甲による裏金の検出

(1) 甲が裏金を検出するに至った経緯

甲の供述によれば、甲は、平成 22 年に天神営業所に正式配属となった後、客先である西鉄の発注担当者であった X から飲み会の誘いを頻繁に受けるようになり、当初はその都度、飲食代を自腹で負担していたが、限界があったため、接待費用に充てるために裏金を検出することを決意したとのことである。

(2) 裏金の検出方法

甲が裏金を検出した方法は、概要、以下のとおりである。すなわち、甲は、西鉄から西鉄電設に対する設備工事の発注前後に、西鉄電設において実行予算を策定するにあたり、各下請業者にコストダウンを求めることによって一旦西鉄電設の粗利益を増加させる一方、当該増加した粗利益に見合う金額にて、特定の一次下請業者に対して架空・水増し発注を行い、一次下請業者からさらに、特定の二次下請業者に対して架空・水増し発注を行わせた後、当該二次下請業者から、キックバックを受け取ることにより裏金を検出していた。

(3) 架空・水増し発注が容易に判明しなかった理由等

甲による裏金の検出が今回の調査に至るまで明らかにならなかった要因としては、以下のことが考えられる。すなわち、①西鉄電設において、実行予算は、一定の粗利益率を確保できていれば、その他の内容を厳しく確認されることは基本的になく、また、②甲により、裏金を検出するために利用されたのが、工事現場への資材搬入に係る費用という一般に実態把握が容易ではない費用である等、一次下請業者に対する発注内容の適正性に関するチェック機能が働きにくい状況であったこと、また、③工事が夜間に行われることや人手不足を原因として、現場での工事進捗状況の確認や現場での検収が不十分であったり、④現場日報や作業員名簿、安全衛生管理体制表等の工事資料の作成も徹底されず、工事現場の入退管理も不十分である等、工事作業の適正性に関する期中や事後のチェック機能が働いていなかったこと、等を指摘できる。

なお、下記第 6 の丙に係る架空・水増し発注も、下記第 7 の α 関与工事に係る架空・水増し発注も、甲に係る架空・水増し発注と類似した方法が採られており、天神営業所の一部の従業員らによって裏金検出方法の情報共有がなされていたことが疑われるものの、甲及び丙をはじめとする天神営業所勤務の経験がある従業員へのヒアリング等によっても、これを窺わせる証拠は収集されていない。

(4) 甲に係る架空・水増し発注の金額

甲が上記(2)の方法により裏金を捻出するため架空・水増し発注を行うことによって、西鉄電設は、下請業者に対し、本来であれば支払う必要のない請負代金名目の金員の支払を余儀なくされたことになる。その合計額は、33件の工事について、5244万4666円(税抜)であり、そのうち甲がキックバックにより捻出した裏金の合計額は、約3500万円であった。

3 乙による裏金の受取り

乙の供述によれば、乙は、天神営業所の所長となった後、甲との会話を通じて、甲が下請業者に対する架空・水増し発注の方法により裏金を作っていることを知り、乙自身も、甲が捻出した裏金を乙の行う接待費用にも利用したいと考えたことから、甲に対して、甲が捻出した裏金を乙にも渡すよう指示し、以後、甲から裏金を受け取るようになったとのことである。

乙の供述によれば、上記2(4)の約3500万円のうち乙が甲から受け取った裏金の金額の合計額は、約1900万円程度であるとのことである。

4 甲及び乙における裏金の使途

甲の供述によれば、甲は、捻出した裏金を、Xらとの飲食代や、Xらとの国内外の旅行代等に充てる等、西鉄の従業員らを接待していた。

また、乙の供述によれば、乙は、甲から受け取った裏金を、XやZらとの飲食代やゴルフ代等に充てる等、西鉄の従業員らを接待していた。

第6 丙に係る架空・水増し発注の調査結果

1 概要

調査の結果、天神営業所の従業員であった丙が、下記2以下のとおり、西鉄電設が受注した電気工事に関し、下請業者等に対する架空・水増し発注を行った上でキックバックを受領して裏金を捻出し、当該裏金を、私的な遊興費等に費消していた事実が判明した。丙は、天神営業所から西鉄電設福岡支店に異動後も、同様の不正行為を継続していた。

2 丙による裏金の検出

(1) 丙が裏金を検出するに至った経緯

丙によれば、丙は、天神営業所に勤務していた平成 16 年ころ、本件の不正行為に関与した二次下請(仕入)業者と知り合い、その後、親しくなっていく中で、当該業者の協力の下で架空・水増し発注をすれば裏金を検出することができることを示唆されるようになり、遊興費欲しさから、かかる不正行為を行うことを決意したとのことである。架空・水増し発注は、当初仕入取引で行われたが、その後、下請取引でも行われた。

(2) 裏金の検出方法

丙が裏金を検出した方法は、概要、以下のとおりである。すなわち、仕入取引に関しては、発注時に想定していた当初仕様よりもグレードダウンした仕様に基づき変更発注を行ったり、発注時に想定していた当初数量・規模よりも減少させた数量・規模に基づき変更発注を行ったりする等の手口により、また、下請取引に関しては、発注時に想定していた作業内容よりも作業量が少なくなった機会を利用したり、当初より裏金検出を意図して、実作業をほとんど予定しない作業の発注を行う等の手口により、当初想定していた発注額と下請業者の実際の作業・仕入に見合う金額との間に差額(余剰分)を発生させて裏金の原資に充てることとした上で、当該裏金の原資分に見合う金額にて、特定の一次下請業者等に対して架空・水増し発注を行い、一次下請業者等からさらに特定の二次下請(仕入)業者に対して架空・水増し発注を行わせた後、当該二次下請(仕入)業者から、いわゆるキックバックを受け取ることにより裏金を検出していた。

丙の供述によれば、このような裏金検出の手口は、一次下請業者等に当初発注する時点から予め計画した上で行う場合もあれば、当初発注後の事情変更に乗じて行う場合もあったとのことである。

(3) 架空・水増し発注が容易に判明しなかった理由等

西鉄電設において、丙による架空・水増し発注が容易に判明しなかった要因としては、以下のことが考えられる。すなわち、①西鉄から西鉄電設に対する電気工事の発注に際しては、西鉄が、工事現場における図面や設計図の作成を行ったり、材料や資材の仕様・数量の指定を行ったりすることはなく、工事現場における図面や設計図の作成や、材料や資材の仕様・数量は、西鉄電設の工事担当者によって決定することが可能であり、かつ、当該内容の妥当性を上長等が適切に判断する材料を持ち合わせていなかったため、西鉄電設の工事担当者は、裁量をもって西鉄宛ての見積内容を定めることができたこと、②変更発注は、現場の担当者が容易に行うことができ、その事実は書面上も明らかにはならなかつ

たために、その上長等の工事担当者以外の者において、発注内容に変更があったか否かを検証する機会は十分に確保されていなかったこと、③上長等の工事担当者以外の者による現場の作業監督は十分に行われていなかった上、同様に工事担当者以外の者による現場検収も十分に実施されておらず、一次下請業者等により実際に納入された資材や実施された作業について、それが西鉄電設の発注内容と整合するものであるか否かを検証する機会は十分に確保されていなかったこと、④西鉄電設においては、特定の工事で一次下請業者等に追加工事を発注したものの十分な支払ができない場合、他の工事の予算枠でその支払を賄うこととし、当該他の工事において、一次下請業者等による見積金額の査定を甘くするということが少なからず行われていたため、かかる事案との区別がつきにくく、上長の決裁で架空・水増し発注を見抜くことは困難であったこと、等を指摘できる。

(4) 丙に係る架空・水増し発注の金額

丙に係る架空・水増し発注の金額を特定するため、一次下請業者等が西鉄電設との間で行った取引のうち、不正に関与したと認められる特定の二次下請(仕入)業者が関係する架空・水増し発注に係る取引を、一次下請業者等にて抽出してもらい、その資料の提供を受けた上で、かかる資料に基づき、その取引のもととなる西鉄電設から一次下請業者等への発注工事とその発注金額を特定することとした。

その結果、丙が上記(2)の方法により裏金を作るため架空・水増し発注を行うことによって、西鉄電設が支払を余儀なくされた請負(仕入)代金名目の金員の合計額は、60件の工事について、5948万2920円(税抜)であった。

3 架空・水増し発注によって得られた裏金の使途

上記2(4)で特定できた架空・水増し発注によって丙が手にした裏金の金額は、合計2900万円程度であり、丙は、かかる裏金を、主として、クラブ・スナックや飲食店での飲食代、国内外の旅行代、ゴルフ代等、自己の遊興費の支払のために費消するとともに、一部を、天神営業所の同僚や部下等との飲み会で費消したりしたとのことである。

第7 α関与工事に係る架空・水増し発注の調査結果

1 調査を行うに至った経緯

上記第1のとおり、西鉄電設は、福岡国税局から、西鉄電設が西鉄から受注した電気工事のうち、αを二次下請業者とする工事の一部について、実体のないものであったにもかかわらず、請負代金名目で金員の支払が行われた可能性があるとの指摘を受けた。

そこで、当委員会は、福岡国税局から指摘を受けたα関与工事について、一次下請業者

及び二次下請業者における工事の実態を調査することとした。

なお、 α 関与工事については、会計に与える影響額の合理的見積りのための調査は完了したものの、背景を含む事案の全体像については現在も調査中であることから、その概要を報告するにとどめる。

2 α 関与工事に係る工事資料の精査結果

(1) α 関与工事に係る疑義内容

α 関与工事に係る工事内容について、西鉄電設から西鉄に対する見積書の内容と、各一次下請業者から西鉄電設に対する見積書の内容とを比較対照し、西鉄からの発注内容に、西鉄電設から各一次下請業者に対する発注内容が含まれているかを確認する等、工事資料を精査したところ、 α 関与工事には、

ア 一次下請業者に対する架空発注が疑われる工事のほか、

イ 一次下請業者においては実際は工事がなされているとしても、二次下請業者である α において工事が実施されていない、つまり、一次下請業者における α 分の水増し発注（一次下請業者から α に対する架空発注）が疑われる工事があることが判明した。

そこで、さらに以下の調査を実施した。

(2) 安全衛生管理体制表、作業員名簿及び現場日報等の精査

西鉄及び西鉄電設を通じて安全衛生管理体制表、作業員名簿及び現場日報等のほか、各工事現場における入退館履歴を確認したところ、 α 関与工事のごく一部については、現場日報に、西鉄から発注を受けたと思われる工事について作業がなされた旨の記載があり、工事の実体を裏付けることが一応可能と思われるものがあつたが、そのほとんどについては、上記(1)の疑義内容に関する工事の実体を裏付けることはできなかった。

(3) 現場確認

西鉄及び西鉄電設を通じて現場確認を行ったところ、 α 関与工事のごく一部に、工事が実施された可能性自体は否定できないと思われるものがあつたが、そのほとんどについては、工事の形跡が認められないか、そもそも工事箇所が特定できないため、上記(1)の疑義内容に関する工事の実体を裏付けることはできなかった。

3 関係者に対するヒアリングの概要

(1) 西鉄及び西鉄電設における各工事担当者に対するヒアリング

西鉄及び西鉄電設における工事担当者に対するヒアリングを実施したが、上記 2(1)アの「一次下請業者に対する架空発注が疑われる工事」に関しては、工事の実体があったことを裏付けるに足る供述はほとんど得られず、ごく一部の工事について、西鉄電設における工事担当者から、少なくとも一次下請業者に関しては工事の実体があった旨の供述が得られた程度であった。

また、上記 2(1)イの「一次下請業者における α 分の水増し発注(一次下請業者から α に対する架空発注)が疑われる工事」に関しても、西鉄及び西鉄電設における工事担当者に対するヒアリングを行ったが、 α による作業の実体があったことを裏付けるに足る供述は得られなかった。

(2) 一次下請業者に対するヒアリング

一次下請業者に対してヒアリングを行ったところ、 α 関与工事のうち、ごく一部の工事については、 α による作業の実体があった旨の供述が得られたのみであった。

4 小括

α 関与工事に関する上記調査結果に基づき、当委員会は、福岡国税局から実体のない取引であった可能性があるとして指摘を受けた α 関与工事のうち、19 件の工事については、一次下請業者に対して架空発注された工事であるか、あるいは、一次下請業者においては工事の実体があるものの、一次下請業者に対し、一次下請業者から二次下請業者である α に対する発注に相当する分が水増し発注された工事であるか、のいずれかであるとの判断に至った。その結果、これらの架空・水増し発注金額の合計は、3362 万 8000 円(税抜)となった。

なお、 α 関与工事については、真相解明のための調査を継続する。

第 8 西鉄電設の他の関係者による不正行為及び西鉄電設以外の調査対象子会社の関係者による不正行為の有無に関する調査結果

当委員会は、上記第 5 ないし第 7 のとおり、西鉄及び西鉄電設の調査により不正行為が発覚した事案あるいはその可能性があることが判明した事案について実態解明のための調査を行ったことに加え、西鉄電設の他の関係者あるいは西鉄の子会社関係者により同様の不正行為が行われていないかどうかとの観点から、上記第 3・2 記載の方法により網

羅的かつ徹底した調査を行った。

その結果、西鉄電設については、西鉄電設福岡支店において、下請業者等に対する発注金額等につき部長や課長等の上長によるチェック機能が働きにくい等、下請業者等に対する架空・水増し発注が行われるリスクが相当程度存在する管理体制となっており、今後改善が必要であることが認められたものの、既に不正行為が判明しているもの以外に架空・水増し発注が行われた事実は認められなかった。

西鉄電設以外の西鉄子会社については、下請業者に対する架空・水増し発注が行われたことを疑わせる事情は特段見当たらず、またそのリスクも高いとは認められなかった。

第9 架空・水増し発注が行われた原因・背景等

現時点までの調査による限り、今般の架空・水増し発注が行われた原因・背景としては、まず何よりも、西鉄電設福岡支店において、発注業務に係る内部統制が不十分であったことが挙げられる。すなわち、西鉄電設福岡支店が行う工事については、特にその大部分を占める既存施設の改修・保守工事について、①工事ごとに現場の状況、作業環境や納期等の前提条件・制約条件が異なるという特徴を有しており、下請業者等に対する発注内容や発注金額も定型性を欠くため、上長によるチェック機能が働きにくい、②施工着手後に工事内容の変更が必要となる場合が多々あり、下請業者等に対する発注時のチェックだけでは、発注内容や発注金額の妥当性を確保することが困難な場合が多い、といった潜在的なリスクが存在していた。しかし、西鉄電設福岡支店においては、①工事担当者が自らの裁量で西鉄宛ての見積内容を決めることができた、②工事の種類ごとに標準的な価格水準が存在するわけではなく、上長が下請業者に対する発注金額の適正性を判断することは容易ではなかった、③現場の担当者が容易に発注変更を行うことができた、④工事進捗状況の確認や検収が不十分であり、作業日報や作業員名簿、施工体制図等の工事資料の作成が徹底されず、工事現場の入退管理も不十分であった等といった問題点が存在した。もっとも、かかる発注業務に係る内部統制上の問題は、西鉄電設福岡支店の一部の部署に認められる特徴的事象であり、西鉄電設の他の部署や西鉄電設以外の西鉄子会社とは明らかに異なっていた。

また、架空・水増し発注を可能ならしめるためには、当然のことながら下請業者等による協力が不可欠であるところ、これらの下請業者等による協力が行われた背景には、西鉄電設従業員と下請業者等との過度に親密な関係が存在したものと認められた。

さらに、一部の架空・水増し発注は、西鉄の発注担当者らに対する過剰な接待交際費用を捻出するために行われていた。この点、西鉄電設においては、西鉄関係者に対する接待を行うことに消極的な風潮が存在していたことが窺え、かかる過剰な接待は、天神営業所の一部の従業員と西鉄の一部の発注担当者との間で行われていたものようではあるが、行き過ぎた接待慣行が、一部の架空・水増し発注の背景となったことは事実である。

当委員会は、不正行為の発生原因・背景等の調査分析及びこれを踏まえた上での再発防

止策の提言のための調査を、引き続き実施する。

第 10 結論

当委員会による調査の結果、甲や丙が、天神営業所勤務当時(丙については西鉄電設福岡支店転勤後も引き続き)、設備工事ないし電気工事に関し、一次下請業者等を介し、二次下請業者等に対して架空・水増し発注を行った上、当該下請業者等からいわゆるキックバックを受領して裏金を捻出した事実が認められた。甲に係る架空・水増し発注の金額は、5244 万 4666 円(税抜)であり、丙に係る架空・水増し発注の金額は、5948 万 2920 円(税抜)であった。

また、α 関与工事の一部につき、各一次下請業者又は二次下請業者である α において工事の実体があったと認められる証拠を得ることはできず、架空・水増し発注が行われたものと認められた。α 関与工事に係る架空・水増し発注の金額は、3362 万 8000 円(税抜)であった。

これら 3 つの事案に係る架空・水増し発注の合計額は、1 億 4555 万 5586 円(税抜)であった。

他方、西鉄電設の他の関係者あるいは西鉄電設以外の調査対象子会社に対する網羅的な調査の結果、西鉄電設福岡支店の業務フローについては今後改善すべき点が認められたものの、西鉄電設の他の関係者及び西鉄電設以外の調査対象子会社の関係者のいずれについても、下請業者等に対する架空・水増し発注が行われたことを疑わせる事情は、特段見当たらなかった。

なお、上記の調査により判明した架空・水増し発注の合計額 1 億 4555 万 5586 円(税抜)に関しては、原価性が認められず、したがって経理処理上は売上原価から除外される一方、その全額が既に支出済みであることから、対応する金額を未収金に振り替えて経理処理し、かつ、その未収金の回収可能性に懸念がある場合には、必要な貸倒引当金を計上することが妥当であると判断した。

その際、当該経理処理による修正額は、西鉄の連結貸借対照表及び連結損益計算書の金額に対して重要であるとは評価されず、業績に与える影響は軽微であると認められることから、平成 27 年 3 月期第 3 四半期において、過年度分ならびに関連する税金費用の影響額も含めて、一括して経理処理することが妥当であると、当委員会は結論する。

以 上